

秋田市環境基本計画の中間見直しについて

標記計画について、計画期間が平成30年度から令和9年度までの10年間となっているが、改定から5年が経過していることから、中間の見直しをしようとするものである。

1 見直しの視点

(1) 「県都『あきた』創生プラン」や関連計画との整合

本計画の基本的な考え方や、基本方針および基本目標は継続する方向とするが、令和3年3月に策定された「県都『あきた』創生プラン」や、秋田市地球温暖化対策実行計画や一般廃棄物処理基本計画等、関連計画との整合性を図る。

(2) 本市を取り巻く環境や社会情勢の変化への対応

- ・2050年カーボンニュートラル宣言による温室効果ガス排出抑制の更なる強化
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の施行
(令和元年5月31日公布、令和元年10月1日施行)
- ・生物多様性国家戦略の見直し(令和4年秋頃閣議決定の予定)

2 主な見直し点

これまでの達成状況や、秋田市総合計画・関連計画で策定している目標値を踏まえ、各環境分野における施策の方向や指標について見直しを図る。

- (1) 環境分野1「低炭素社会の構築」を「脱炭素社会の構築」と改め、2050カーボンニュートラルを視野に入れた取組の記載や、再生可能エネルギーの導入目標を見直す。
- (2) 秋田市災害廃棄物処理計画(平成30年10月策定)や秋田市食品ロス削減推進計画(令和5年3月策定予定)の取組を反映させる。
- (3) 生物多様性に関する記載や、自然環境保全に関し配慮すべき事項を充実させ、生物多様性地域戦略および自然環境配慮指針として本計画に内包する。

3 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和4年10月 | 環境審議会に素案の説明 |
| 12月 | 建設委員会で素案の説明
パブリックコメント、市民100人会による意見聴取 |
| 令和5年1月 | 環境審議会に最終案の諮問 |
| 2月 | 環境審議会より答申 |
| 3月 | 建設委員会で答申案の説明 |
| 3月末 | 改訂、公表 |

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
1	複数	第1章～第4章		環境分野1 低炭素社会	環境分野1 脱炭素社会 ※環境基本計画全体を通して「脱炭素社会」に統一する
2	4	第1章	3 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田市環境基本計画の位置づけ 分野別実施計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田市地球温暖化対策実行計画 ・ 秋田市一般廃棄物処理基本計画 ・ 第8期秋田市分別収集計画 ・ 秋田市役所環境配慮行動計画（エコあきた行動計画） など 	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田市環境基本計画の位置づけ 分野別実施計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田市地球温暖化対策実行計画 ・ 秋田市一般廃棄物処理基本計画 ・ 第10期秋田市分別収集計画（令和4年度策定予定） ・ 秋田市役所環境配慮行動計画（エコあきた行動計画） ・ （追加）秋田市災害廃棄物処理計画 ・ （追加）秋田市食品ロス削減推進計画（令和4年度策定予定） ・ （追加）秋田市生物多様性地域戦略（本計画に内包） など
3	4	第1章	3 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田市環境基本計画の位置づけ 分野別基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6次秋田市総合都市計画 ・ 秋田市緑の基本計画 ・ 秋田市住生活基本計画 ・ 第2次秋田市総合交通戦略 ・ 第2次秋田市公共交通政策ビジョン ・ 社会資本総合整備計画 ・ 秋田市地域防災計画 ・ 秋田市農林水産業・農村振興基本計画 ・ 秋田市ゆき総合対策基本計画 ・ 秋田市教育ビジョン など 	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田市環境基本計画の位置づけ 分野別基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次秋田市総合都市計画 ・ 秋田市緑の基本計画 ・ 秋田市住生活基本計画 ・ 第3次秋田市総合交通戦略 ・ 第3次秋田市公共交通政策ビジョン ・ 社会資本総合整備計画 ・ 秋田市地域防災計画 ・ 秋田市農林水産業・農村振興基本計画 ・ 秋田市ゆき総合対策基本計画 ・ 秋田市教育ビジョン など

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
4	12	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ア	(ア) 平成26（2014）年11月に国連が公表した気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、世界の平均気温は1880年から2012年の期間に0.85℃上昇し、今世紀末までには平均気温が現在（1986～2005年の平均）よりも最大4.8℃上昇すると予測されています。	(ア) 令和3（2021）年8月に国連が公表した気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書では、世界の平均気温が工業化前と比べて、2011～2020年で1.09℃上昇したとしています。この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温に比べて前例のないものであるとされています。将来予測について、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオにおいては、今世紀末までに平均気温が工業化前よりも最大5.7℃の上昇を予測しています。
5	12	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ア	(イ) 平成27（2015）年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる平成32（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標（2℃目標）を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。	(イ) 平成27（2015）年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる令和2（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択され、「地球温暖化を抑制するために、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標を掲げました。また、令和3（2021）年10月から11月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26においては、「グラスゴー気候合意」が採択され、1.5℃の目標に向けて世界で努力することが、国連の合意文書に明記されました。
6	12	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ア	(ウ) 平成28（2016）年11月にモロッコ・マラケシュで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP22）では、パリ協定を批准できていない国を含むすべての国が参加して、協定に実効性を持たせるための詳細ルールづくりを平成30（2018）年までに完了させ、平成32年にパリ協定の取組をスタートさせることなどが合意されました。	(ウ) 削除
7	12	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) イ	(イ) 国では、平成27年12月のCOP21でのパリ協定の採択を受けて、日本の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保を目指す「日本の約束草案」（国内の排出削減・吸収量の確保により、平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比26.0%減）の着実な実行を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改正した上で、地球温暖化対策計画を平成28年5月に策定しました。	(イ) 国では、2050年のカーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の実行を図るため、令和3（2021）年10月に地球温暖化対策計画を改定しました。日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を進めることが重要なテーマとされています。
8	12	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) イ	(ウ) 秋田県では、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年秋田県条例第20号）に基づき、平成29（2017）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標として「平成42年度に温室効果ガス排出量を約26%削減（平成25年度比）」を設定しています。	(ウ) 秋田県では、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年秋田県条例第20号）に基づき、平成29（2017）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を策定しました。その後、国が掲げた2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組や新たな知見等を踏まえ、令和4（2022）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を改定し、温室効果ガス削減目標として「2030年度に温室効果ガス排出量を54%削減（2013年度比）」を設定しています。
9	13	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ウ	(イ) 平成25（2013）年度の市域の温室効果ガス総排出量は394万6千t-CO ₂ で、秋田市地球温暖化対策実行計画（平成28年3月）の基準年度である平成17（2005）年度の排出量（366万7千t-CO ₂ ）と比較すると27万9千t-CO ₂ （7.6%）の増加となっています。	(イ) 平成28（2016）年度の市域の温室効果ガス純排出量は、338万6千t-CO ₂ で、秋田市温暖化対策実行計画（令和3年6月）の基準年度である平成25（2013）年度の純排出量345万6千t-CO ₂ と比較すると、7万t-CO ₂ （2.0%）の減少となっています。
10	13	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ウ	(ウ) 温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素は、産業部門からの排出量が最も多く、基準年度の排出量に比べても増加傾向にあります。	(ウ) 温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素は、産業部門からの排出量が最も多いものの、基準年度の排出量に比べて減少傾向にあります。一方で、運輸部門、工業プロセス分野および廃棄物分野においては、排出量が増加しています。

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
11	13	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ウ	「●市域からの温室効果ガス総排出量の推移」のグラフ	「●市域からの温室効果ガス純排出量の推移」のグラフを最新版に更新
12	13	第3章	1 低炭素社会の構築 (1) ウ		「●市域からの部門別の二酸化炭素排出量の推移」のグラフを最新版に更新
13	14	第3章	1 低炭素社会の構築 (2)	イ 再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止と市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムや木質ペレット（以下、単に「ペレット」といいます。）を燃料とするストーブおよびボイラーの設置費用の一部補助を行っています。	イ 再生可能エネルギーの利用促進による温室効果ガスの削減とエネルギーの地産地消を図るため、太陽光発電システムや木質ペレット（以下、単に「ペレット」といいます。）を燃料とするストーブおよびボイラーの設置費用の一部補助を行っています。
14	14	第3章	1 低炭素社会の構築 (2)	ウ 平成23（2011）年4月から平成28（2016）年3月までの5年間では「環境立市あきたの実現」に向けて、ITの高度利用を通じたまち全体のエネルギー使用効率の最適化などを行うため、「あきたスマートシティ・プロジェクト」に取り組みました。今後は、プロジェクトで得られた成果を踏まえ、「創エネ」「省エネ」および「ライフスタイル※の変革」を3本の柱とし、取組を推進していきます。	削除
15	14	第3章	1 低炭素社会の構築 (2)	エ 本市は、地域特性をいかした風力発電や太陽光発電、木質バイオマスや地中熱を利用した施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備し、平成26（2014）年10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」として認定を受けました。	ウ 本市は、地域特性をいかした風力発電や太陽光発電、木質バイオマスや地中熱を利用した施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、平成26（2014）年10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」として認定を受け、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備しています。
16	15	第3章	2 循環型社会の構築 (1) ア	(ア) ごみの排出量は、平成15（2003）年度以降減少に向かっていましたが、その後横ばい傾向が続いたことから、より一層のごみの減量を図るため、平成24（2012）年7月から家庭ごみの有料化を実施しました。有料化導入後は、市民等の協力により、家庭ごみ排出量が減少しました。	(ア) 平成24年7月から家庭ごみに係る処理手数料を徴収したことにより、家庭ごみは大幅に減少し、現在においても微減傾向にあります。事業ごみについては、平成29年度から事業者から排出される生ごみを受け入れる民間のリサイクル施設が稼働したことにより、大幅に減少しています。粗大ごみは、若干増加傾向にあり、資源化物については、減少傾向にあります。
17	15	第3章	2 循環型社会の構築 (1) ア	(イ) 平成27（2015）年度のごみ排出量は135,127tで、ごみの区分別においては、「家庭ごみ」が59,624t、「事業ごみ」が42,337t、「粗大ごみ」が3,525t、「資源化物」が29,641tとなっています。	(イ) 令和3（2021）年度のごみ総排出量は108,735tで、ごみ区分別においては、「家庭ごみ」が56,441t、「事業ごみ」が34,283t、「粗大ごみ」が4,165t、「資源化物」が13,831t、「水銀含有ごみ」が15tとなっています。 「●ごみ総排出量の推移グラフ」を最新版に更新
18	15	第3章	2 循環型社会の構築 (1) イ	イ 1日当たりのごみ排出量 (ア) 平成28（2016）年度における一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く。）は512グラムでした。本市では、平成27年3月に「秋田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、新たな減量目標を約480グラムに決めました。	イ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (ア) 令和3（2021）年度における一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物および水銀含有ごみを除く。）は515グラムでした。平成27年3月に策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画において、令和7（2024）年度までの減量目標を約480グラムとしています。
19	15	第3章	2 循環型社会の構築 (1) イ		「●一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く）の推移グラフ」を最新版に更新

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
20	16	第3章	2 循環型社会の構築 (1) ウ	ウ ごみの組成割合 (ア) 平成27（2015）年度における市全体のごみの組成を見ると、「生ごみ」が約半数を占め、「プラスチック類」、「紙類（資源化物）」が続きます。	ウ 家庭ごみの組成割合 (ア) 令和3（2021）年度における家庭ごみ組成調査による結果では、「生ごみ」が約46%を占め、続いて「プラスチック類」、「紙類（資源化物以外）」、「紙類（資源化物）」となっています。 「●家庭ごみ組成割合のグラフ」を最新版に更新
21	17	第3章	2 循環型社会の構築 (2)	ア 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正な処理はもとより、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）および再生利用（リサイクル）の、いわゆる3Rに係る様々な取組を通じて、循環型社会※の構築を推進しています	ア 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の適正な処理に努め、ごみ減量の施策である3R（発生抑制【リデュース】、再利用【リユース】、再生利用【リサイクル】）を継続しながら、特に優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を促進し、循環型社会の構築を推進しています。
22	17	第3章	2 循環型社会の構築 (2)	イ 本市の廃棄物処理施設は、秋田市総合環境センターとして、熔融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。また、し尿処理施設については、老朽化した施設を改修し、平成25（2013）年から秋田市汚泥再生処理センターとして運営しています。	イ 本市の廃棄物処理施設は、秋田市総合環境センターとして熔融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。 また、し尿処理施設は、秋田市汚泥再生処理センターを運営しています。
23	17	第3章	2 循環型社会の構築 (2)	ウ 本市では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電の回収を行っています。天然資源の消費を抑制し、環境への負荷※ができる限り低減される循環型社会の構築を目指しています。	ウ 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の施行により、国民運動として取り組んでいる食品ロス削減については、市民への食品の使い切りの啓発を実施すること等により、その発生抑制に努めています。
24	17	第3章	2 循環型社会の構築 (2)	エ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に基づき、水銀含有ごみの適切な分別収集および処分を行っています。	エ 世界的な環境汚染が懸念されるプラスチックごみについては、マイバッグやマイボトルの持参の啓発を実施すること等により、一度使用した後はその役目を終えるプラスチック製品の発生抑制を促しています。
25	17	第3章	2 循環型社会の構築 (2)	オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づき、同法施行令（平成13年政令第215号）で定められた処理期限までに、PCB廃棄物※の適正な処理を促進します。	オ 減少傾向にある事業ごみについては、多量に排出する事業者から廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求め、それぞれの業種に応じた指導・助言を行うなど減量に向けた取組を促しています。
26	17	第3章	2 循環型社会の構築 (2)	記載なし	カ 大規模災害に対する事前の体制整備とともに、市民、事業者および行政の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、秋田市災害廃棄物処理計画を策定しました。
27	17	第3章	2 循環型社会の構築 (3)	ア ごみが出ないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進していくために、市、事業者および市民が主体的に取り組み、連携を深めていくことが必要です。	ア 本市が実施している食品ロス実態調査によると、家庭ごみの約14%が食べ残しなどが原因である食品ロスであり、今後もより一層の発生抑制に努めるなど、市民一人ひとりがごみの発生を抑制する循環型のライフスタイルを推進していくことが必要です。
28	17	第3章	2 循環型社会の構築 (3)	イ 家庭ごみについては、資源化物として分別できる紙類が混入していたり、食材が使い切れずに排出されたりしていることから、ごみ減量に関する周知・啓発を一層推進し、市民の意識向上を図ることが必要です。	イ フリーマーケットや民間のリユースショップの利用の呼びかけのほか、リターナブルびんに代表される繰り返し使用が可能な容器を積極的に用いるなど、リユースの取組を進めていくことが必要です。

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
29	17	第3章	2 循環型社会の構築 (3)	ウ 事業ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。	ウ 家庭ごみ組成調査によると、資源化物として分別できる紙が8%混入していることから、雑がみの分別の啓発を引き続き実施するなど、資源化物の分別の推進が必要です。
30	17	第3章	2 循環型社会の構築 (3)	エ フリーマーケットの利用やリターナブルびんに代表される繰り返し使用可能な容器を積極的に用いるなど、使い捨て型ライフスタイルからの転換を促進していくことが必要です。	エ 事業ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。また、やむをえず廃棄物として排出した場合でも、生ごみを多く排出する事業者については、民間のリサイクル施設を活用するなど、業種に応じ循環型社会を目指す取組が必要です。
31	17	第3章	2 循環型社会の構築 (3)	オ 自然災害の発生に備えた、新たな秋田市災害廃棄物処理計画の策定が必要です。	オ 令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックの分別収集やリサイクルを促進する新たな制度ができました。 プラスチックの分別収集については、本市の処理施設の現状や分別に伴う市民負担等を踏まえ、今後検討します。
32	19	第3章	3 安全な生活環境の確保 (1) ア	(イ) 大気中の二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化炭素および浮遊粒子状物質の濃度は、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。平成23（2011）年度から監視を実施している微小粒子状物質（PM2.5）については、平成25（2013）年度および26（2014）年度は環境基準を達成していませんが、その他の年には環境基準を達成しています。	(イ) 大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素および一酸化炭素の濃度は、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態を維持しています。浮遊粒子状物質は令和元（2019）年度に、微小粒子状物質（PM2.5）は平成25（2013）年度および26（2014）年度に環境基準を達成していませんが、その他の年度では環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。
33	19	第3章	3 安全な生活環境の確保 (1) ア	(イ) 飛散性の高いアスベストを含む建築材料を用いた建築物等の解体工事、改造・補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、飛散しないよう指導等を行っています。	(イ) 飛散性の高いアスベストを含む建築材料が使用されている建築物等の解体、改造・補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、解体等工事現場の立入検査によりアスベストが周辺に飛散しないよう指導等を行っています。
34	19	第3章	3 安全な生活環境の確保 (1) イ	(イ) ほとんどの河川では、年々環境基準の達成率が高くなってきていますが、生活排水などの流入により、主に大腸菌群数で環境基準を達成していないところがあります。	(イ) 河川については、大腸菌群数を除くほとんどの項目で環境基準を達成しています。なお、令和3年度に環境基準の項目である大腸菌群数が大腸菌群数へ見直しされたため、令和4年度から大腸菌群数の調査を開始しております。
35	20	第3章	3 安全な生活環境の確保 (1) ウ	(イ) 道路交通騒音については、昼夜とも環境基準※を達成していない地点がありました。また、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値を比較したところ、環境基準を達成していない路線がありました。	(イ) 道路交通騒音については、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の過去5年間において、昼夜とも環境基準を達成していない路線がありました。
36	21	第3章	3 安全な生活環境の確保 (2) ウ	(イ) 法令および条例に基づき、工場・事業場、建設作業などの事業活動における規制の遵守を指導しています。	(イ) 法令および条例に基づき、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について、規制の遵守を指導しています。

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
37	21	第3章	3 安全な生活環境の確保 (3) ア	(ウ) 東日本大震災や熊本地震による、被災地の復旧・復興に伴う解体建築物からのアスベストの飛散・ばく露防止対策に注目されるとおり、災害時のリスクへの対応を図っていくことも課題となってきます。	(ウ) 建築物や工作物の解体等工事の際、不適切な事前調査による石綿含有建材の見落としや除去作業における石綿の取り残しによって石綿を飛散させた事例が全国的に確認され、課題となっております。解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、元請業者等による事前調査および結果の報告、石綿の除去作業ならびに作業完了後の確認が適切に行われているか継続的に監視する必要があります。
38	23	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	(ア) 本市では、様々な自然環境に野生生物が適応し、生息・生育しており、豊かな生物相が育まれています。	削除
39	23	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	(イ) 本市において、平成16（2004）年度および平成21（2009）年度に実施した自然環境調査では、現地調査により4,585種の野生生物が確認されました。そのうち、「絶滅のおそれのある野生生物」については、平成16年度の現地調査では139種、平成21年度の現地調査では、149種が確認されました。	(イ) 本市において、平成16（2004）年度および平成21（2009）、22（2010）年度に実施した自然環境調査では、現地調査により4,585種の野生生物が確認されました。そのうち、「絶滅のおそれのある野生生物」については、平成16年度の現地調査では139種、平成21、22年度の現地調査では、149種が確認されました。
40	23	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	●市内での野生生物の確認種類 表の下 注1 旧秋田市域は平成16年度、河辺地区・雄和地区は平成21年度の調査結果です。	●市内での野生生物の確認種類 表の下 注1 旧秋田市域は平成16年度、河辺地区・雄和地区は平成21、22年度の調査結果です。
41	24	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	(イ) 環境省の調査によると、東北地方では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」といいます。）に基づく飼養等の規制対象である「特定外来生物」について、アライグマ、ウシガエル、オオクチバス、ウチダザリガニやオオハングウソウなど21種の侵入が確認されています。また、外来生物法の規制対象にはなっていませんが、生態系に影響を及ぼす可能性があり、適切な取扱いに注意が必要とされる外来生物としてアカミミガメ、ニジマス、アメリカザリガニやハリエンジュ（ニセアカシア）などが挙げられています。	(エ) 本市では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」といいます。）に基づく「特定外来生物」について、ウシガエル、オオクチバス、オオハングウソウ、アカミミガメ、アメリカザリガニなどが確認されています。
42	24	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	記載なし	(イ) 男潟、女潟、古川などを含む秋田平野湖沼群は、アサザ、ミズアオイなど貴重な水生植物が生育していること、また貴重な湿地性鳥類であるチュウヒの繁殖地となっていることから、環境省によって「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）に選定されています。
43	24	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	記載なし	(カ) 大森山公園内の塩曳潟は、シナイモツゴやゼニタナゴなど貴重な淡水魚類の生息地となっていることから、環境省によって「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）に選定されています。
44	24	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	記載なし	(キ) 河辺岩見国有林内の「番鳥森（ぼんどりもり）」は、昭和53年1月に秋田県の自然環境保全地域に指定されています。

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
45	24	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) イ	記載なし	(ウ) 金足高岡の農業ため池の「待入堤の水草群落」は、ヒシモドキなど貴重な水生植物が生育していることから、平成27年3月に秋田市指定文化財に指定されています。
46	24	第3章	4 自然共生社会の構築 (1) エ	(イ) 平成28（2016）年4月1日現在、285件（国指定23件、県指定105件、市指定157件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や図書館等の社会教育施設も整備されています。	(イ) 令和4（2022）年4月1日現在、299件（国指定23件、県指定115件、市指定161件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や図書館等の社会教育施設も整備されています。
47	25	第3章	4 自然共生社会の構築 (2) イ	記載なし	(イ) 自然環境調査の結果を活用した啓発パンフレットを作成し、小学校で行う環境学習講座などで配付しています。
48	25	第3章	4 自然共生社会の構築 (2) イ	記載なし	(ウ) 身近な自然や環境問題への関心を高めるため、平成6年から5年ごとにゲンジボタルおよびヘイケボタルの生息状況調査を行い、その結果を「秋田市ホタルマップ」として発行しています。
49	25	第3章	4 自然共生社会の構築 (2) イ	記載なし	(エ) 水辺の生態系の象徴であるホタルや、絶滅危惧種の淡水魚ゼニタナゴなどの保全活動に取り組んでいる民間団体の活動を支援しています。
50	25	第3章	4 自然共生社会の構築 (2) ウ	(ウ) 都市と農村の交流を促進することで、自然に親しむ機会を設けています。	(ウ) 秋田市都市農村交流マスタープランに基づき、都市と農村の交流を促進することで、自然に親しむ機会を設けています。
51	26	第3章	4 自然共生社会の構築 (3) イ	(ア) 生物多様性の確保に重要な役割を果たしている自然環境の重要性に対する認識を深めるとともに、多様な野生生物の現況を把握しながら、生息・生育環境の保全を図っていくことが必要です。	(ア) 生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることが必要です。
52	26	第3章	4 自然共生社会の構築 (3) イ	記載なし	(イ) 多様な野生生物の現況を把握するための調査を実施しながら、調査結果を活用し、生物多様性の普及啓発につなげていくことが必要です。
53	26	第3章	4 自然共生社会の構築 (3) イ	記載なし	(ウ) 外来種が生態系や人の生活等に与える影響について、市民に理解を深めてもらうことが必要です。
54	26	第3章	4 自然共生社会の構築 (3) イ	記載なし	(エ) 秋田市環境に関する意識調査の結果では、望ましい秋田市の環境像として、「公園、街路樹など市街地の緑が豊かなまち」「海や川などきれいな水辺環境に親しめるまち」が上位に挙げられ、自然とふれあう場・機会を増やしていくことが求められています。
55	27	第3章	5 協働による環境保全の取組 (2)	オ 広報あきたや市政番組等による周知、フェイスブックやツイッターなどのSNSを通じて、環境に関する様々な取組を紹介することで、市民の意識の醸成に努めています。	オ 広報あきたや市政番組、フェイスブックやツイッターなどのSNSを通じて、環境に関する様々な取組を紹介することで、市民の意識の醸成に努めています。

環境基本計画中間見直し（案）新旧対照表（第1章～第4章）

No.	ページ	章	項目	現行	修正案
56	27	第3章	5 協働による環境保全の取組 (2)	カ 環境配慮指針により、環境問題に関する正しい知識を事業者および市民に提供し、環境問題への関心を高めるとともに、分かりやすい指針を示すことで環境配慮への取組を促進しています。	カ 環境配慮行動を示すことにより、環境問題に関する正しい知識を事業者および市民に提供し、環境問題への関心を高めるとともに、 <u>環境配慮への取組を促進しています。</u>
57	28	第3章	5 協働による環境保全の取組 (3)	エ 秋田市環境に関する意識調査の結果では、望ましい秋田市の環境像として、「大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち」が第1位に挙げられ、安全な生活環境を確保していくことが求められています。また、「公園、街路樹など市街地の緑が豊かなまち」「海や川などきれいな水辺環境に親しめるまち」に対する期待も高く、多様な自然環境の保全や自然とふれあう場・機会を増やしていくことが求められています。	削除